

< 川越市 >

川越市・市道不正認定住民訴訟

市の基準によると市道にすべきではない土地を川合善明市長が市道に認定し、舗装道路工事費用や余った土地の管理費用を市に支出させたとして、川合善明氏や川越元市議の斎木隆弘氏らに道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還させるよう、川越市を訴えた裁判だ。事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32

第 14 回 (令和 2 年 8 月 26 日) 裁判傍聴記

追い詰められる「川越市＝川合善明！」

川越市の市道 5565 号（寺尾大仙波線）を巡る川越市民 23 名による住民訴訟（平成 30 年<行ウ>第 10 号事件）の 14 回目の口頭弁論（**これだけ弁論が続いていること自体、市や補助参加人ら<川合氏、齋木氏ら>が、のりくらしと逃げているということだ！**）が、8月 26 日午後 3 時から、さいたま地裁 C 棟 105 法廷で開かれた。

この日はいつも補助参加人として顔を出す川合善明市長の姿はなかった。前回から新たな担当裁判官（さいたま地方裁判所・第 4 民事部合議 2 係の倉澤守春裁判長・大竹貴裁判官・坂口奨太裁判官）となった本事件。

今回は原告川越市民代理人の清水勉弁護士・出口かおり弁護士が、被告川越市すなわち川合善明市長を一気に追い詰める迫力ある準備書面を提出した。本紙は原告である複数の川越市民から取材協力を得て、その原告主張を予習した上で両弁護士に取材した。

新しい裁判官に事件の「重要な争点」を教示

本紙

「今回の準備書面では、新しい裁判体に対してこの事件の争点の重要性を清水先生方が改めて教えているような印象でした。例えば、この事件では証人尋問がいかに重要な意味を持つかについて強調されています」

清水弁護士

「いまの裁判官になった前回期日では、証人尋問をしないで結審（あとは裁判官が判決を書くだけ）になりそうな風向きになっていました。でもこの事件では、なぜこの土地が選ばれて不正認定によって私道が市道に化けたのか、その事実経過や人的関係の詳細を知るはずの市役所の担当者らの法廷での証言が非常に重要になるんです。

なぜなら、被告である市は、結果的に空き地まで生じた代替地の候補者の実在性やこの空き地を含む3筆の代替地についての具体的な交渉経緯を証明できる公文書を未だに提出しないからです。

当たり前のことですが、組織で仕事をする役所が文書なしで仕事をすることはありません。できません。

文書なしでできることがあるとすれば、役所の決裁文書の効力を越えた権限を持つ力のある人が介入した場合だけです。この事件では、川合市長と齊木元市議の私的な関係こそが、市職員が本来作成すべき文書を作成出来なかった事情なのではないかと、私たちは疑っているわけです。だから本件を担当した市職員らを証人として法廷に呼んで尋問することは事実認定で重要な意味があるのです」

出口弁護士

「この事件で争われている市道は、そもそも市道に認定する基準を満たしていない私道を市長権限で認定しているのです、当時の川越市建設部長も「やむなく計画したものです」と述べていました。

建設部長の立場をして、基準に従っていない市道認定がやむを得なかったというからには、それよりも上の意思決定に従わざるを得なかったということです。私たちは今回の準備書面で、そのような

重大な証言を法廷で明らかにするためには、証人尋問が重要であることを裁判所に強く望んだのです」

「証人尋問」の重要性

この裁判では、14回も口頭弁論期日があり、その殆どが被告川越市や補助参加人である川合氏、齊木氏らの弁解に費やされて来たことからすれば、これまでの裁判記録を読んだ新しい裁判長が、「これ以上、裁判を続けても、被告側から新しい証拠や説明が出て来ることはないだろう。裏事情を知らない原告（住民）から新しい証拠が出るはずもない。それなら、結審して判決できるのではないか」と考えるのはおかしくない。確かに、理屈からすれば、そうなるのかもしれない。しかし、被告川越市も、補助参加人川合氏・齊木氏らも、「違法ではない」と言い張り続けているのだから、証拠調べは徹底的にやるべきだ。市道認定の手續に関わった市の職員や、川越市と全く違う主張をしている齊木氏を尋問すれば、どのような不正が行われたかがはっきりするはずだ。徹底した証拠調べをしないで、寸止め立証で被告を勝たせる判決を書くのだとすれば、あんまりではないか。

清水弁護士

「仮に裁判官が証人尋問を採用せずに、いままでの準備書面の主張だけで判決を出しても、それが不当であれば控訴できます。

控訴というのは原審での主張を繰り返すだけでは即控訴棄却で終わりになる。でも、証人尋問が必要な事件なのに地裁ではやってないから、不当だという主張は、高等裁判所で問題にしてもらいやすい。ですから、地方裁判所が採用しない可能性があったとしても、証人尋問を求めておくことは大事なんです。」

川越市職員の「人間としてのプライド」が試される 証人尋問がなくとも「内部告発」せよ！

この裁判で川越市役所職員（退職者も現役も含めて）が証人尋問で出廷を求められた場合、市職員は公務員としての誇りが大いに問われることになるだろう。もちろん法廷でウソの証言をすれば偽証罪である。しかし公務員には「人間としてのプライド」が問われなければなるまい。

この事件の原告代理人・清水勉弁護士、出口かおり弁護士は、かねてから地方自治体の行政腐敗に鋭いメスを入れて来た、いわば行政病の名医でもある。そのポリシーは「**行政はトップが正常になれば自治体として健全になる**」というものだ。市職員も健全な行政組織で働きたいに決まっている。

だが一方で、執行部に逆らえないからといって市民を裏切る不正に加担する職員がいるなら、人としての誇りを自ら棄てていることになる。

「**家族を食わせていくために、黙って不正に従うしかない**」という釈明を、もしも子供が聞いたらどう思うのだろうか。「**お父さん！ボクのために不正をやってくれてありがとう！**」と感謝する子供がいるだろうか。

本紙は直言する。

この事件で証人尋問が採用されたなら、職員・元職員の方々は**人間としてのプライド、公務員の誇りを堂々と抱きながら真実を明らかに**するべきだ。この裁判で争われている不正市道認定は、あからさまなほどに川越市執行部が現場の各部署に対して暗に沈黙を強い、忖度（そんたく）を暗示している。そうでなければ、当時の建設部長の「**やむなく計画した**」などという答弁が記録に出て来るはずもないのだ。

**今日の裁判で原告住民＝清水・出口両弁護士は、
いよいよ川越市政＝川合善明市長を追い詰めたと言っていいだろう。**

注目の次回口頭弁論は、11月4日 午後2時 さいたま地裁C棟105号法廷である。およそ**2カ月先の期日**になったのは裁判所の判断だ。

今回は被告である市側の反論で、それに対する原告住民の最終的な主張を個別の期日にするのは2度手間になるから、被告・原告のそれぞれの主張を**1度に纏めよう**ということである。これもコロナ禍の影響で、裁判所の開廷（裁判の回数）自体が減らされているからでもある。

今回は、さいたま地方裁判所・第4民事部合議2系の倉澤守春裁判長・大竹貴裁判官・坂口奨太裁判官ら裁判体が、**証人尋問が採用するか…不採用にするか…**が、見える重大な局面を迎える。傍聴席の規制は続いているが、清水・出口弁護士による傍聴人への裁判解説は毎回傾聴の価値がある。

市民諸氏は、是非とも駆けつけてほしい。■